

Ⅲ. 知的財産侵害物品の取締り

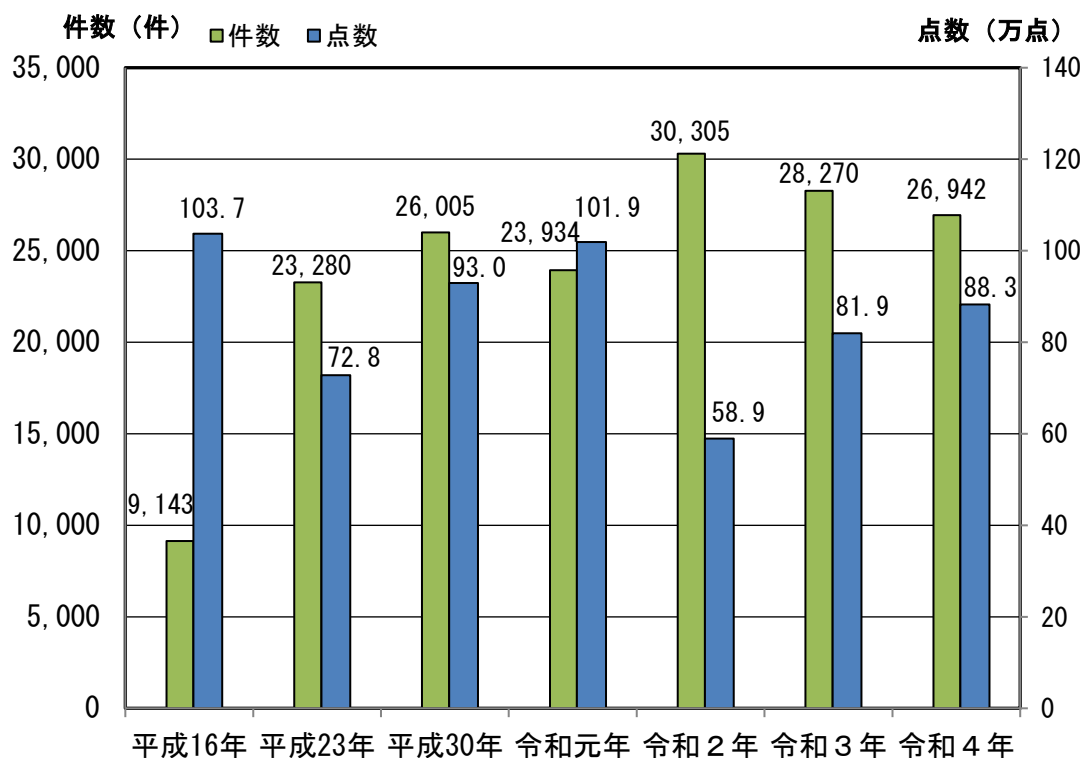
偽ブランド品などの知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出及び輸入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。知的財産を侵害する物品であると認定された場合、税関により没収されるのみならず、場合によっては関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

1. 知的財産侵害物品の差止状況

(1) 差止実績の推移（令和 4 年※）

税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、26,942 件（前年比 4.7%減）で、前年と比べて減少はしたものの、引き続き高水準となっています。輸入差止点数は、882,647 点（前年比 7.7%増）でした。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

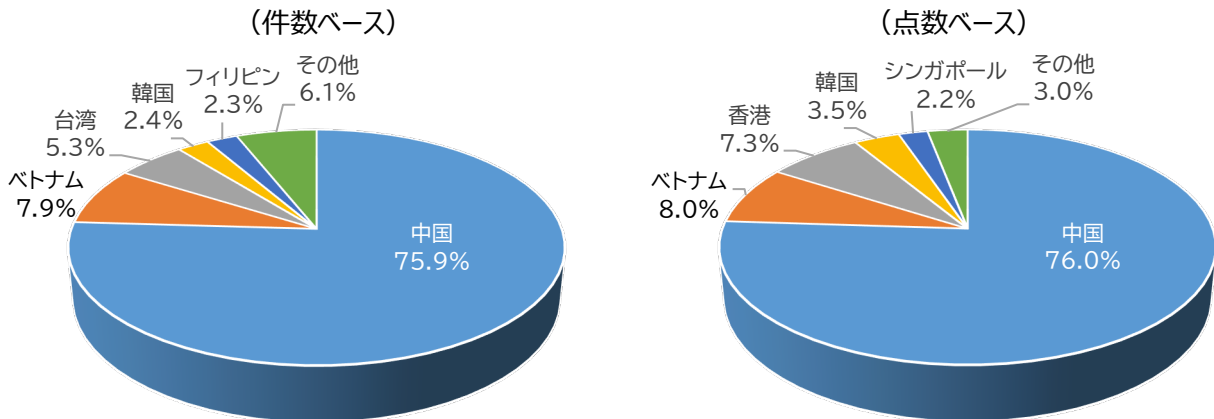
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

※ 財務省 HP http://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2022/index.htm

(2) 仕出国（地域）別輸入差止実績

輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが 20,461 件（構成比 75.9%、前年比 6.5% 減）で、引き続き高水準にあります。輸入差止点数も、中国を仕出しとするものが 671,133 点（構成比 76.0%、前年比 9.0% 増）で、件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっています。

仕出地別輸入差止実績の構成比（令和 4 年）

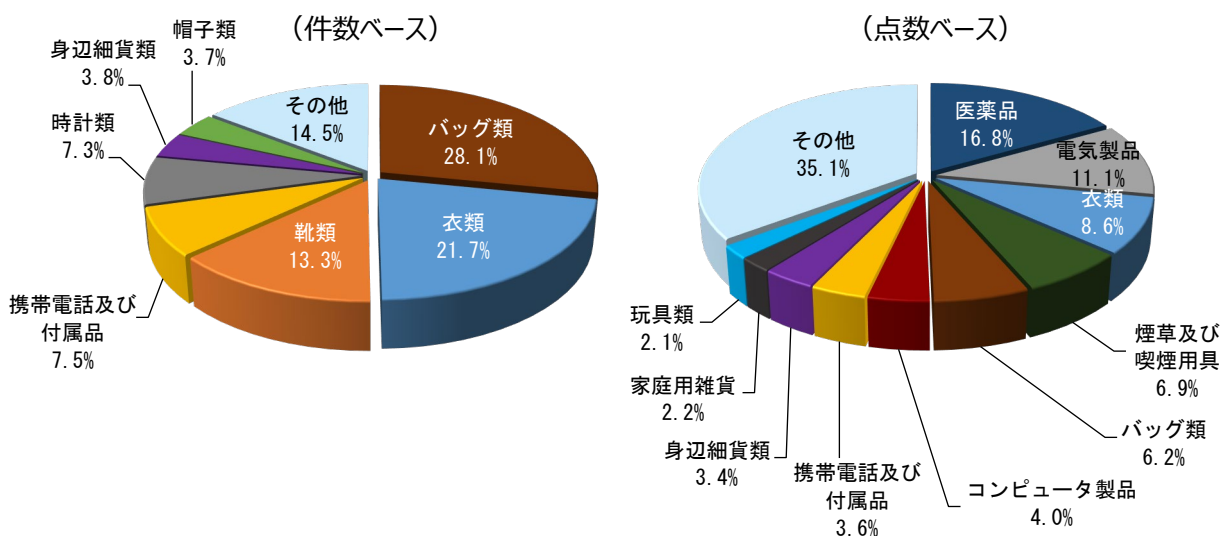


(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(3) 品目別輸入差止実績

輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が 9,045 件（構成比 28.1%、前年比 5.5% 減）と最も多く、輸入差止点数は、医薬品が 148,439 点（構成比 16.8%、前年比約 7 倍）と最も多くなっています。

品目別輸入差止実績の構成比（令和 4 年）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(4) 知的財産侵害物品の主な差止事例

◆輸入差止めが多い物品

バッグ（商標権）



レプリカユニフォーム（商標権）



◆令和4年に差止めが増加した物品

スマートフォンケース（商標権）



テープカセット（特許権）



◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

浄水器用カートリッジ（商標権）



加熱式たばこ用カートリッジ（意匠権）



2. 知的財産侵害物品の摘発状況

令和4年の1年間において、密輸入事件等9件を告発しました。

[事例1] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中華人民共和国から国際小包郵便物により

商標権を侵害するバッグ等 1,387 点

を密輸入しようとした法人及びベトナム人2名を関税法違反で告発しました。

(令和4年6月・神戸税関)



[事例2] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中華人民共和国から航空小口急送貨物及び国際郵便物により

商標権を侵害するタオル等 389 点

を密輸入しようとしたフィリピン人を関税法違反で告発しました。

(令和4年8月・東京税関)



[事例3] 商標権を侵害する物品の密輸入事件

中華人民共和国から国際スピード郵便物により

商標権を侵害する衣類等 155 点

を密輸入しようとした日本人2名を関税法違反で告発しました。

(令和4年12月・門司税関)

